

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで
会社を辞めて自営で仕事をするようになったので、国民年金に加入し、昭和 50 年 4 月から国民年金保険料を忘れずに納付してきたのに、申立期間が未納となっているのは考えられない。
申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 18 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間及び免除期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間中の昭和 54 年 5 月に A 市から B 市に転居しているが、B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）をみると、転入前住所欄に「A 市 職権転入（54. 5. 4）」、備考欄に「54. 12. 12」と記載されている。このことについて B 市では、「申立人が A 市で国民年金の転出届を行い、A 市を管轄する C 社会保険事務所（当時）から B 市を管轄する D 社会保険事務所（当時）に、申立人の国民年金被保険者台帳が移管されたが、B 市から D 社会保険事務所に転入の進達がないため、D 社会保険事務所から B 市に対して照会があり、居住が確認されたことを意味する。」、「転入前住所欄の日付（54. 5. 4）は B 市への転入日で、備考欄の日付（54. 12. 12）は被保険者名簿の作成日と考えられる。」と回答している。したがって、申立人は、同年 5 月に A 市において国民年金の転出届を行ったと考えられるところ、納付年月日が確認できる限り、保険料は納付期限内に納付されていることから、申立人が転出届を行った際に、それまでの

保険料を未納のままにしておくとは考え難い。

さらに、B市では、職権で国民年金被保険者名簿を作成した者に対しては、「転入処理を行った後に、未納期間がある場合には納付書を発行していた。」と回答しており、申立人に対しても昭和 54 年度の納付書が発行されていたと考えられるところ、申立人の特殊台帳をみると、同年度の欄に「年度完納（定額）」の印が押され、それが二重線で取り消されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社B事業所に入社し、36年4月1日にC市内の同社本社（現在は、D社）に転勤となり、最終的には平成10年9月30日に退職した。

会社から授与された40年間の勤続表彰状も保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された人事台帳及び総務担当者の証言並びに申立人が保管する永年勤続表彰状から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社は、「申立人は、継続して勤務しており、当時の関係書類は保存していないが、厚生年金保険料は控除していたと思われる。」としていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和36年4月1日にA社B事業所から同社本社に異動したとしているところ、同社本社は同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、同日まで同社B事業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所

における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年12月25日）及び資格取得日（昭和28年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月25日から28年4月1日まで

私は、A社に昭和27年に入社し、平成4年に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を照会したところ、同社B支店で昭和27年12月25日に資格を喪失し、28年4月1日に再度資格を取得するまでの期間が未加入となっていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社B支店において昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月25日に資格を喪失後、28年4月1日に同社B支店において再度資格を取得しており、27年12月から28年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録台帳及び当該事業所の回答から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された、「厚生年金保険被保険者整理名簿」によれば、申立人が昭和27年4月1日に被保険者の資格を取得し、平成4年9月1日に資格を喪失したとの記載があり、同社では、申立期間についても

申立人が厚生年金保険被保険者であったと認識していたことがうかがわれる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして、名前を挙げた同僚の申立期間に係る被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和27年11月の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年12月から28年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

保険料を納付していた記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳が交付された昭和43年11月2日の時点では、申立期間のうち、40年8月から41年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、ほかに別の国民年金手帳が交付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から聴取しても、保険料をまとめて納付したことは無いとしているなど、過年度納付したことをうかがわせる説明は得られなかった。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間、同年7月から44年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、54年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年7月から44年3月まで
③ 昭和47年10月から48年3月まで
④ 昭和49年1月から同年3月まで
⑤ 昭和50年1月から同年3月まで
⑥ 昭和52年1月から同年3月まで
⑦ 昭和54年1月から同年3月まで
⑧ 昭和60年1月から同年3月まで
⑨ 昭和61年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

保険料を納付していた記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳が交付された昭和38年2月26日の時点では、申立期間①のうち、36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人から聴取しても、さかのぼって保険料を納付したことは無いとしているなど、過年度納付したことをうかがわせる説明

は得られず、ほかに別の国民年金手帳が交付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間②の保険料は、納付組織を通じて納付したとしているものの、納付組織への加入時期などの納付組織を通じての納付に関する記憶が定かでないため、申立期間②当時の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は9回に及び、特に申立期間③から⑦までの期間並びに申立期間⑧及び⑨は、それぞれ比較的近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫についても申立期間の国民年金保険料は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年2月まで

当時、町内会長をしていた父親が、町内の人たちの国民年金保険料を集めてA町役場に納付していた。

父親の昭和48年度の手帳に、年金についてメモがあり、社会保険事務所（当時）で相談した時に、ちょうど兄と私の1年分の国民年金保険料の金額に相当すると言われたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月26日にA町で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親の昭和48年度の手帳に、申立人と兄の2人分の国民年金保険料額に相当する金額が記載されていると主張するが、当該手帳に二段で記載されている金額は、上下いずれの金額も申立人と兄の同年度1年分の保険料額とは一致しない上、二段の金額の合計額は、当時、保険料を納付していた申立人の両親及び兄の3人分の保険料額に近く、申立人を含めた4人分の保険料額とは大きく異なっていることから、この金額に申立人の保険料が含まれていると推認することはできない。

さらに、申立人が、申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張する申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は、保険料の納付に関与していないことから、国民年金の

加入状況や当時の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

昭和59年から61年までは子供2人が高校生だったこともあって国民年金保険料の免除申請をしており、それ以前に2年ぐらい保険料を未納にした覚えはあるが、申立期間を含めた未納期間が4年もあるのは多すぎる。

申立期間の国民年金保険料は、A事業所を退職し、B銀行（現在は、C銀行）の職員になった男性に集金に来てもらい納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はA事業所を退職し、B銀行の職員になった男性に集金に来てもらい納付していたと主張しているが、C銀行では、該当する職員は存在しないと回答している上、申立期間については、申立人の妻も未納とされている。

また、申立期間②の前後の期間も未納となっており、他の期間にも未納がみられるが、これらの未納期間について申立てをしていない理由については、申立人及びその妻から明確な説明を得ることはできない上、申立期間の国民年金保険料の納付状況についても両人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 20 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 16 日から 46 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 4 月 15 日から 50 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

申立期間①はA社で勤務し、申立期間②はB社で勤務していたが、当時、C病院で治療を受けた記憶がある。申立期間③はD社で、昭和 43 年 10 月 16 日から勤務したことを記憶しているが、厚生年金保険の資格取得年月日が 46 年 12 月 1 日からとなっていることに納得ができない。申立期間④はE社が経営する店舗「F」に勤務し、申立期間⑤はG社のH営業所で勤務していた。

申立期間①から⑤までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、いずれも厚生年金保険の加入記録は無いとの回答をもらったが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において、当該期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚に照会したところ回答が得られた5名のうち、入社時期を記憶していた3名は入社日から厚生年金保険の資格取得日まで5か月を要している上、入社当初は見習期間があり、すぐに厚生年金保険に加入できなかったと証言してい

る。

また、事業主は申立期間①当時の人事記録や賃金台帳等の関係資料は保存していないとしている上、当時の事業主は既に死亡していることから、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立期間①における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶する同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散している上、当時の取締役3名のうち2名は既に死亡しており、残り1名も所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時、C病院で治療を受けたとしているが、当該病院を特定することはできず、関係機関に照会したが、診療報酬明細書の保存期限は5年間であることから健康保険の利用の有無について確認することができなかった。

さらに、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立期間②における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部においてD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年12月1日であり、申立期間③について、適用事業所であった事実は確認できない。

また、上記被保険者名簿によると、申立人を含む6名が昭和46年12月1日付けで当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人の健康保険の番号は*番であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が記憶する同僚の氏名は見当たらないほか、申立期間③について加入記録のある同僚に照会したものの回答が得られず、当該期間当時の状況を確認することができなかった。

加えて、事業主は、「既に廃業しており、当時の従業員名簿や賃金台帳等の資料は保存していない。」としており、申立期間③に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間④について、オンライン記録において、申立人が勤務していたとする店舗「F」を経営するE社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認ができない。

また、当該店舗に類似した名称で当該店舗と同県内に所在する厚生年金保険の適用事業所は2事業所を確認することができたが、いずれも当該店舗と同業種の事業所の経営は行っていない上、当該2事業所の事業所別被

保険者名簿及びオンライン記録においても申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が記憶する2名の同僚についても特定することができず、当時の状況を確認することができない。

申立期間⑤について、申立人が記憶する同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がG社H営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間⑤当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者は、「申立人と同様の業務を行っていたが、入社後試用期間があり、すぐに厚生年金保険には加入できなかった。」と証言している。

また、事業主は、「社会保険の加入記録が確認できる台帳には申立人の記録は確認できない。当社では、当時、入社後試用期間が約7か月から1年5か月程度あり、厚生年金保険の加入は営業成績によって基準が決められていた。」と回答しており、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立期間⑤に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 4 月 29 日から同年 5 月 5 日まで
⑤ 昭和 38 年 8 月 27 日から同年 9 月 3 日まで

私は、昭和 36 年 9 月から 39 年 4 月まで、A 社に継続して勤務し、甲板員として従事していた。船員手帳は保管していないが、船員保険の被保険者資格の取得や喪失が繰り返すことはあり得ないと思うので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が継続雇用されていたとする A 社は、平成 8 年 6 月 1 日に解散し、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間当時の船員保険への加入状況や保険料控除等を確認することができない。

また、申立人と同様に A 社において、船員保険の被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している同僚からは、当時の状況について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間①から⑤までについて、A 社における船員保険被保険者名簿によると、申立人はいずれの期間も船員保険の被保険者期間とされていない上、i) 申立人と同日に被保険者資格を取得した者は申立人と同日又は同時期に被保険者資格を喪失していること、ii) 当該名簿の申立人を含む被保険者資格を喪失した者の備考欄には、「保返」と記載されていることから、当該船舶所有者は船員保険の被保険者資格について、その都度、資格取得と資格喪失の届出を社会保険事務所（当時）に提出していた

ことがうかがわれ、いずれの資格喪失日においても資格喪失後に健康保険証を返納していたことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間①から⑤までの全期間について、昭和 53 年 5 月 16 日法律第 46 号国民年金法附則第 4 条に基づく国民年金保険料の納付を 54 年 5 月に行っており、当該期間は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

なお、各申立期間における A 社の船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、申立期間②、④及び⑤に係る期間に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料及び厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月ごろから 47 年 6 月 21 日まで
② 昭和 47 年 7 月 27 日から 48 年 7 月ごろまで

私は、A社（現在は、B社）に雇用され、昭和 46 年 9 月ごろから 48 年 7 月ごろまでC国船籍の船舶Dの船長として従事していた期間について、船員保険の被保険者期間が 47 年 6 月 21 日から同年 7 月 27 日までの 1 か月間のみであることに納得できないので調査してほしい。

また、ほかの会社での外国船籍乗船期間は、厚生年金保険の被保険者期間として確認できた期間があるので、厚生年金保険の被保険者期間としても併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員保険法第 17 条は、船員法第 1 条に規定する船員であって船舶所有者に使用される者が船員保険の被保険者となると定めており、その船員について船員法第 1 条は、「日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」と定めているところ、申立人は、乗船した船舶はC国船籍であったと述べていることから、船員保険法に定める被保険者ではなかったと考えられる。

なお、外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用については、昭和 51 年 4 月 1 日から船員保険の被保険者として取り扱われている。

また、申立人が記憶する複数の同僚の船員保険の被保険者記録をみると、A社における被保険者期間は、全員が申立人と同一の期間であることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の被保険者資格及び保険料控除等は不明である。」としている。

加えて、申立期間①及び②におけるA社の船員保険被保険者名簿における申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している。

また、申立人はほかの会社での外国船籍乗船期間については、厚生年金保険の被保険者期間が確認できたとしているところ、申立期間①及び②においてA社における事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の被保険者証の番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和27年4月から同年12月ごろまで、A県B町の人達と一緒に、C県のDさんが所有する「船舶E」に乗船していたが、船員保険被保険者期間が同年10月から同年12月までとされており、納得できない。船員手帳は無くして持っていないが、船頭さんは同じB町のFさんだったことを覚えており、保険証は乗船後すぐに受け取り、保険料も引かれていたと思うので、申立期間について船員保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同郷の人達と一緒に船舶Eに乗船していたと主張しているところ、申立人が記憶している同郷の船頭等で船舶Eに係る船員保険被保険者名簿に記載のある複数の船員は、いずれも既に亡くなっている上、申立期間当時、同名簿により確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間において申立人と一緒に船舶Eに乗船していたとの回答は得られなかった。

また、船舶Eの船舶所有者であるD氏は既に亡くなっており、その後継者の所在も確認できないため、申立期間当時の船舶Eの操業状況や保険料控除等については不明である。

さらに、上記名簿上、申立期間前の昭和26年12月5日までに船員保険被保険者資格を取得した者で、同年12月27日に被保険者資格を喪失した後、申立人が船舶Eに乗船し船員保険被保険者資格を取得する27年10月1日まで、被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

加えて、船舶所有者D氏の船員保険被保険者名簿における申立人の船員

保険加入期間はオンライン記録と一致している上、船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても申立期間の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 14 年 4 月 30 日まで
平成 12 年 12 月から 14 年 4 月まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 15 年 4 月 1 日であり、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給料支払明細書によると、申立期間の厚生年金保険料が給料から控除されていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 15 年 4 月 1 日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、A社は申立期間についても厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしており、本来であれば厚生年金保険の被保険者となるべきであったと主張して、年金記録の訂正を申し立てている。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断するものであることから、この申立ては認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年春ごろから 37 年春ごろまで
② 昭和 49 年 4 月 11 日から 50 年 3 月ごろ

私は、昭和 35 年春ごろから 37 年春ごろまで A 社に勤務していた。

昔のことなので、よく覚えていないが、厚生年金保険の保険料が給料から引かれていたと思う。A 社での経理主任任命書や月俸を給するという辞令、厚生年金保険被保険者証等を提出するので、この期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 49 年ごろだと思うが B 社 C 支店で働いた。この B 社 C 支店は当初、D 地区にあり、1 年ほどで無くなってしまったので、働いていた期間も 1 年ぐらいだと思う。本社は E 地区にあったと記憶している。この期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持していた A 社の経理主任任命書及び月俸給付書から、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が勤務していたとする A 社は、事業所番号等索引簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当該月俸給付書に記載されていた F 事業所についても事業所番号等索引簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、当該月俸給付書に記載されていた F 事業所の事業主が船員保険の適用を受けていたが、この者の船員保険被保険者名簿に申立人の氏

名は見当たらない。

加えて、申立人は、当該事業所には常時、申立人を含めて3人が勤務していたと述べているが、男性1人の姓しか覚えていないことから同僚を特定することができず、当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

- 2 申立期間②について、申立人が述べていた場所にB社が存在していたことは確認できなかったが、周辺地区にある同名称の事業所が昭和48年8月にC支店を設置しており、社長の名前及び支店の所在地が申立内容と一致する上、当該事業所の事業所別被保険者名簿から住所が判明した被保険者に照会したところ、3人が申立人を知っていると回答していることから、申立人がB社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない上、当該事業所において申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、上記被保険者の証言から、申立期間②当時、当該事業所では15人から20人が勤務していたと考えられるところ、昭和49年4月時点での厚生年金保険の加入者は11人であることから、当該事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は、昭和50年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、当時の状況を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月 10 日から 59 年 12 月 10 日
まで
② 昭和 61 年 1 月 10 日から平成 2 年 5 月 30 日
まで

A社に昭和 58 年 11 月 10 日に入社した。給与は手取り 25 万円だった。昭和 60 年からB社に出向してくれと言われ、1 年ほどB社で働き同年 11 月 11 日付けで退職し、再びA社に戻り 61 年 1 月 10 日から平成 2 年 5 月まで勤務した。

A社での厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の当該期間当時の幹部社員、申立人が挙げた同僚及び事務担当者 6 人に照会したところ、全員が、「申立人を知っている。」と答えているが、当該事業所の社員であったかどうか明確な記憶が無いとしており、そのうちの 1 人は、「申立人は会社には毎日来ていなかった。」、ほかの 1 人は、「申立人が会社に勤めていた記憶は無い。」と証言している。

また、同僚 3 人がA社の当時の実質的な経営者であったとする幹部社員に、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「覚えていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の給与は手取りで 25 万円であり、控除されていた厚生年金保険料は「1 月 2.5 円」と主張しているが、報酬月額 25 万円を基に試算した当時の保険料額は、1 万 3,780 円であり、申立人

が主張する金額とは大幅に相違している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで

私は、A社に、昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたかはっきりとは覚えていないが、同僚の氏名も覚えており、当該事業所で撮影した写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び同僚の証言から、勤務期間の特定までには至らないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主に照会したところ、「3か月間は試用期間として厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと思う。」としており、同僚に照会したところ回答があった2人は、入社日から7か月後及び20か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、事業主は、従業員全員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたとは言い難い。

また、申立人が、「同時期に入社し、一緒に会社を辞めた。」と述べている同僚も当該事業所での厚生年金保険の加入記録は見当たらないことから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推測される。

さらに、申立人の当該期間における雇用保険の加入記録は見当たらない。このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。